

病児・病後児保育

保育所に通っている子どもが病気に・・・
でも仕事が休めない・・・
そんなときはご利用ください

◆病児保育

病気の治療中で集団保育は困難だが、症状が安定していて、医師が病児保育が適当と判断した場合に保育します。

◆病後児保育

病気の回復期で集団保育は困難だが、発熱が 38℃未満であり、医師が病後児保育が適当と判断した場合に保育します。

次の要件の全てに当てはまる児童が対象です。

保護者が勤務の都合などにより、家庭で保育ができない児童
保育所、届出保育施設に入所している児童



	施設名	所在地	連絡先	開所日時	利用料	その他
病児保育	ペンギンハウス (ファミリークリニックせぐち小児科内)	米子市西福原 9丁目 16-26	0859-38-0780	☆ (月・火・水・金曜日) 午前 8 時 30 分～ 午後 6 時 ☆ (木曜日) 午前 8 時 30 分～ 午後 1 時 ☆ (土曜日) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	1 人 1 日 2,500 円 ※木曜日 1,500 円	食事は、保育室 で用意します。 ただし、食物ア レルギーがある 場合は、家庭で 準備していただ くことがあります。
病後児保育	保健福祉センタ－ なわ 保育室	大山町御来屋 467 番地	0859-54-5219 (幼児教育課)	☆ (月～金曜日) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	1 人 1 日 2,000 円	布団・食事・お やつなどをご準 備ください。

保育所徴収金徴収基準額表を改正しました

平成 22 年度 大山町保育所徴収金 (保育料) 基準額表 (改正後) ※ 太枠内が改正部分です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)		
階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給 付受給世帯		0 円	0 円	0 円
第 2	第 1 階層及び第 4～第 8 階層を除き、前年度 分の市町村民税の額の 区分が次の区分に該当 する世帯	非課税世帯	7,000	5,000	4,000
第 3-1		均等割のみの世帯	14,000	10,000	9,000
第 3-2		所得割ある世帯	16,000	13,000	12,000
第 4-1	第 1 階層を除き、前年 分の所得税課税世帯で あって、その所得税の 額の区分が次の区分に 該当する世帯	20,000 円未満	21,000	16,000	15,000
第 4-2		20,000 円以上 40,000 円未満	26,000	19,000	18,000
第 5-1		40,000 円以上 71,500 円未満	33,000	20,000	19,000
第 5-2		71,500 円以上 103,000 円未満	40,000	22,000	21,000
第 6-1		103,000 円以上 258,000 円未満	46,000	24,000	23,000
第 6-2		258,000 円以上 413,000 円未満	52,000	26,000	25,000
第 7		413,000 円以上 734,000 円未満	58,000	29,000	28,000
第 8		734,000 円以上	60,000	31,000	30,000

同一世帯から 2 人以上の
児童が保育所、幼稚園等
に入所している場合

階層区分	児 童	徴収金の額
第 2～第 8 階層に属する 世帯	最年長児	徴収基準表に定める額
	次年長児	徴収基準表に定める額× 1/2
	上記以外の児童	無料

◆問い合わせ先 教育委員会事務局幼児教育課 ☎ 0 8 5 9 - 5 4 - 5 2 1 9